

院内感染に関する相談窓口

愛知県内の医療機関等が、院内感染の防止策の立案や評価をするにあたって、地域の医療機関や大学の専門家などから助言を受けることのできる院内感染に関する相談窓口が設置されています。

- 1 相談受付方法** 「相談票」によるFAXの受付。(下記からダウンロードできます)
<http://www.pref.aichi.jp/0000069197.html>

FAX送付先：052-871-0757 (愛知県看護協会)
052-241-4130 (愛知県医師会 (受付協力))

- 2 事務局** 公益社団法人愛知県看護協会

3 対応する相談の内容

- ・院内感染対策の立案に関すること。
- ・現在行っている院内感染対策の評価に関すること。
- ・院内感染についての一般的な質問(疑問)に関すること。

4 相談に当たっての留意事項

- ・県内の医療機関等(医療関係者)からの相談のみを受け付けています。
- ・施設として情報を共有していただくため、相談にあたっては、所属長やICT等の了承を得てください
- ・FAXで回答いたしますが、10日前後(場合によってはそれ以上)かかりますので、ご承知ください。
- ・相談事例につきましては、院内感染防止対策推進のため、ホームページ等に掲載し情報提供いたしますのでご了承ください。なお、医療機関名、個人に関する情報等は特定できないよう配慮いたします。
- ・アウトブレイクの発生(疑い)事例については、保健所へ相談してください。

(本事業は、愛知県が院内感染地域支援ネットワーク事業を公益社団法人愛知県看護協会に委託し、その一環として、専門家により構成される院内感染ネットワーク委員会を設立して、委員会として相談に対応するものです。)